

平成 30 年度

山陽小野田市財政健全化及び経営健全化審査意見書

山陽小野田市監査委員

山監査第90号
令和元年(2019年)8月19日

山陽小野田市長 藤田剛二様

山陽小野田市監査委員 山根雅敏

山陽小野田市監査委員 松尾数則

平成30年度山陽小野田市財政健全化及び経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度山陽小野田市財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係
 - ア 公営企業の資金不足比率
- (3) 附属資料
 - ア 各比率の算定調書

2 審査の期間

令和元年7月17日から令和元年8月15日まで

3 審査の方法

市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の算定様式により作成されており、かつ、計数は関係書類と符合し、正確であると認めた。

なお、これらに対する審査意見は次に述べるとおりである。

1 総合意見【資料編別表1・別表5参照】

審査に付された次表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率			平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	(%)	-	-	12.62
②	連結実質赤字比率	(%)	-	-	17.62
③	実質公債費比率	(%)	8.9	9.8	25.0
④	将来負担比率	(%)	74.0	70.8	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「-」と表記している。

資金不足比率			平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
法適用	水道事業	(%)	-	-	20.0
	工業用水道事業	(%)	-	-	
	病院事業	(%)	-	-	
法非適用	地方卸売市場事業	(%)	-	-	20.0
	下水道事業	(%)	-	-	
	農業集落排水事業	(%)	-	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表記している。「法」は、地方公営企業法を示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について【資料編別表2参照】

平成30年度における標準財政規模は174億4,258万9千円であり、実質収支は黒字(11億3,682万7千円)となっているので、実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率について【資料編別表2参照】

平成30年度における標準財政規模は174億4,258万9千円であり、一般会計、各公営企業会計及び各特別会計の連結実質収支は黒字（25億1,944万6千円）となっているので、連結実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・連結実質赤字額

下記のAとBの合計額が、CとDの合計額を超える場合の当該超える額

- A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D：公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

(3) 実質公債費比率について【資料編別表3参照】

平成30年度における実質公債費比率は8.9%となっている。基準の25.0%と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） ①
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金） ②+③+④+⑤+⑥+⑦
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
- D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金・準元利償還金 ⑨+⑩+⑪
- E：標準財政規模 ⑫+⑬+⑭

実質公債費比率の推移表

（単位：%）

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
実質公債費比率 (3カ年平均)	8.9	9.8	10.3

(4) 将来負担比率について【資料編別表4参照】

将来負担額 600 億 8,002 万 1 千円から充当可能財源等 490 億 7,069 万 9 千円を減じた額を標準財政規模 174 億 4,258 万 9 千円から算入公債費等の額 25 億 7,172 万 6 千円を減じた額で除した将来負担比率は 74.0% となっている。基準の 350.0% と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

・将来負担額: 下記のAからJまでの合計額

A:一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B:債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

C:一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

D:当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E:退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

F:地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G:当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

H:設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・

経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

I:連結実質赤字額

J:組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額: 上記のAからHまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 公営企業の資金不足比率について【資料編別表5参照】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

(1) 資金の不足額(法適用企業)

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

(2) 資金の不足額(法非適用企業)

$$= (\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{歳入額}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

(1) 事業の規模(法適用企業)

$$= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(2) 事業の規模(法非適用企業)

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

ア 法適用企業

水道事業会計、工業用水道事業会計及び病院事業会計全ての会計において、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

イ 法非適用企業

地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計全ての会計において、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

3 むすび

実質公債費比率は、8.9%で、元利償還金額の減少等により、前年度に比べ0.9ポイント低下している。実質公債費比率は年々着実に低下し改善されており、財政健全化に向けての努力がうかがえる。

将来負担比率は、74%で、前年度に比べ3.2ポイント上昇した。主な理由は、建設事業費に係る地方債の増加によるものである。

財政健全化に向けての日頃の努力を評価すると同時に、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、地方債の増加に伴い、今後元利償還金の額の増加も見込まれるため、各比率に十分注視しながら、引き続き堅実で効率的な財政運営に努められたい。

財政健全化關係資料編

別表1 健全化判断比率調書

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
352161	山口県	山陽小野田市	-	-	8.9	74.0

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.62	17.62	25.0	350.0
17,442,589	1,231,753	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(単位:%)

別表2 実質・連結実質赤字比率調書

会計名		実質収支額
一般会計		1,136,827
一般会計等に属する特別会計		
小計		1,136,827
標準財政規模		17,442,589
実質赤字比率 (%)		-6.51

会計名		実質収支額
一般会計等以外の特別会計		
国民健康保険特別会計		115,554
介護保険特別会計		227,349
後期高齢者医療特別会計		787
駐車場事業特別会計		9,280
小型自動車競走事業特別会計		-1,253,559
合計		

*実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

会計名		資金不足・剩余額
法適用企業		
水道事業会計		1,517,406
工業用水道事業会計		613,897
病院事業会計		110,572
法非適用企業		
地方卸売市場事業特別会計		150
下水道事業特別会計		33,798
農業集落排水事業特別会計		7,385
合計		2,519,446
標準財政規模(再掲)		17,442,589
連結実質赤字比率 (%)		-14.44

別表3 実質公債費比率調書

	①	②	③	④	⑤
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値 を転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当たり の元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金
平成28年度	3,120,533			1,249,464	46,175
平成29年度	2,991,223			1,273,224	43,017
平成30年度	2,886,425			1,297,808	42,952

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成28年度	10,628,507	5,378,416	1,310,233
平成29年度	10,520,590	5,359,918	1,338,758
平成30年度	10,840,704	5,370,132	1,231,753

(単位：千円)

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額 (3 ③ A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）
161,113	137	615,887	561,817	1,875,660	106,876
164,542	490	597,086	526,141	1,909,902	109,158
158,749	739	579,199	511,722	1,941,406	118,598

⑯
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額 (特別区のみ記入)

実質公債費比率 (単年度)	平成28年度	9.59318
	平成29年度	9.06503
	平成30年度	8.30986
		8.9

実質公債費比率 (3カ年平均)
8.9

別表4 将来負担比率調書

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額
38,928,469	280,941	16,434,111	137,894	4,214,633

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
8,990,981	6,100,480	5,529,837	33,979,238

将来負担額 A
60,080,021

充当可能財源等 B
49,070,699

標準財政規模 C
17,442,589

算入公債費等の額 D
2,571,726

(単位:千円)

設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込 額
	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等		
83,973	0	83,736	0	237	0	0

$$\frac{A - B}{C - D} = \frac{11,009,322}{14,870,863} = 74.0$$

将来負担比率 (%)

別表5 公営企業の資金不足比率調書

特別会計名	事業区分	宅造区分	法適	(1)					
				a-b-c-d-e(-f)	流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	PFI建設事業費等 e
水道事業会計	水道	1	法適	284,715	643,371	358,656			
工業用水道事業会計	工業用水道	1	法適	34,970	57,921	22,951			
病院事業会計	病院	1	法適	569,446	969,060	399,614			

特別会計名	事業区分	宅造区分	非適	(1)	(2)	(3)		
				歳出額	算入地方債	s-t1-t2-t3- t4-t5+t6	歳入額 s	継続費過次繰越 額 t1
地方卸売市場事業特別会計	市場	1	非適	9,790		9,940	9,940	
下水道事業特別会計	下水道	1	非適	2,706,492		2,740,290	2,746,466	130,563
農業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適	77,382		84,767	84,767	

(7)	(8)	(9)	(10)		(11)		
			営業収益の額 -受託工事収 益の額	うち指定管理 者利用料金	k+l (宅造のみ)	資本+負債 k	PFI建設事業費等の うち流動負債に係る リース債務 l
0	1,517,406	-	1,353,990				
0	613,897	-	269,013				
0	110,572	-	3,809,272				

(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	資本+負債 (宅造のみ)	***
			営業収益の額 -受託工事収 益の額	うち指定管理 者利用料金			
0	150	-	1,235				***
0	33,798	-	751,259				***
0	7,385	-	21,593				***

(単位:千円)

(2) 算入地方債	(3) g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j(宅造)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の額
	1,802,121	1,802,121						-1,517,406
	648,867	648,867						-613,897
	680,018	680,018						-110,572

(単位:千円)

事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財源t6 うち事業繰越等に かかるものt6'	(3') 繰上充用金	(3'') 土地収入見込 額(宅造)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の額
				-			-150
		124,387		-			-33,798
				-			-7,385

(単位:千円)

(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足比 率(9)/(12) (%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規模 比(8)/x (%)
1,353,990	-	0	8.7
269,013	-	0	3.5
3,809,272	-	3,433,811	0.6

(単位:千円)

(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足比 率(9)/(12) (%)		標準財政規模 比(8)/x (%)
1,235	-	***	0.0
751,259	-	***	0.2
21,593	-	***	0.0

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(7)-(6)で算定されるが(6)>0のとき、(7)-(6)>0であっても「0」となる。